飯田市制度資金の借換えについて

飯田市制度資金の借換えで、次のすべての要件を満たすときに１回に限り借換えが可能です。

１　同一金融機関での借換えであること。

２　借換え対象となる従前の資金について保証協会の経営安定関連保証による保証を利用した場合にあっては、借換えに際して同種の保証を利用することを原則とすること。

３　責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。

４　借換え対象となる従前の資金について担保を供している場合は、借換えに際して担保を供すること。

５　借換えにより従前の資金を一括返済すること。

６　飯田市中小企業振興資金融資あっせん申込書の資金を必要とする理由欄に、資金の使途が借換えである旨を明記し、これに借換え依頼書を添付して提出すること。

７　従前の資金の返済に延滞がないこと。

８　安易な借換えでないことが分かるよう、事業計画の提出などにより事業内容を明らかにすること。

**※すべての要件を満たしている場合は、借換え依頼書の「３　飯田市制度資金の借換えについての確認」欄に☑をしてください。**

令和　　年　　月　　日

飯田市中小企業振興資金借換え依頼書

飯　田　市　長

住　　所

企 業 名

代表者名

飯田市中小企業振興資金融資あっせん申込みをするにあたり、下記資金の借換えをお願いいたします。

記

１　借換えする資金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 借換えする資金名 | 借入年月日 | 当初借入額 | 申込時残高 | 金融機関 |
| 小口事業資金 |  |  |  |  |
| 小口零細企業保証資金 |  |  |  |  |
| 経営安定資金 |  |  |  |  |
| 特別経営安定資金 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

２　事業の状況及び借換えを行う理由

３　飯田市制度資金の借換えについての確認

* すべての要件を満たしていることを確認しました（内容確認後に☑をしてください）。